

# 「ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業」の公募要領（追加公募）

## 【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

## 【受付期間】

2026 年 3 月 6 日(金)～2026 年 4 月 13 日(月) 正午まで

## 【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXFZMA5?wfid=a0XJ2000006ew3LMAQ>

## 【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 3 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

## 目次

1. 事業内容及び公募対象 .....	3
(1) 事業内容.....	3
(2) 公募対象.....	5
2. 応募要件・実施要件 .....	9
3. 応募方法.....	12
(1) 提出期限及び提出方法 .....	12
(2) 提出書類.....	14
4. 採択先の選定.....	15
(1) 審査の方法.....	15
(2) 審査基準.....	15
(3) 採択先の公表及び通知 .....	17
(4) 選定スケジュール .....	17
5. 公募説明会の開催.....	17
6. その他重要事項・留意事項 .....	18
7. 問い合わせ先.....	18
8. その他 .....	18
9. 掲載資料.....	18
【別紙】その他重要事項・留意事項 .....	19
◆応募にあたっての留意事項.....	19
(1) 提出書類の留意事項.....	19
(2) 契約等に係る情報の公表・開示.....	19
(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除.....	19
(4) 「国民との科学・技術対話」への対応.....	21
(5) EBPM に関する取組への協力について.....	21
(6) 提出書類の情報の取り扱い.....	22
◆事業運営及び実施に係る各種手続き .....	22
(1) 事業運営.....	22
(2) 採択後の各種事務手続き .....	24
(3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動 .....	25
(4) RA（リサーチアシスタント）等の雇用.....	25
(5) 追跡調査・評価.....	25
◆法令遵守、研究不正への対応 .....	26
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処） .....	26
(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点 .....	27
(3) 研究不正への対応 .....	28

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025年度から2027年度まで「ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

## 1. 事業内容及び公募対象

### (1) 事業内容

現在、さまざまな産業のサプライチェーンは川上から川下まで国境を越えて広がっています。製品の安全性を確認するためには、サプライチェーン全体での製品に関するデータの流通が不可欠であり、異なる組織・国間、異業種間で、信頼性を確保しデータを共有できる仕組みが必要です。近年の欧州における、資源循環や化学物質情報の分野での新たな環境データの管理強化などの動きへの対応も急務となっています。

そこで、本事業では、ウラノス・エコシステムの実現に向けて、海外プラットフォームなどとの相互接続やトラスト確保の在り方などを検討し、その実現に向けたデータスペース基盤整備・普及促進事業を行うとともに、産業界でニーズの高い蓄電池および化学物質情報の分野におけるデータ連携システムの開発や実証を行っています。なお、今回は化学物質情報の分野におけるデータ連携システムの普及促進に係る調査、追加機能の調査・研究開発、アプリケーション利用技術者養成に加えて、テキスタイル分野および建設分野におけるプラットフォーム設計に係る概念実証について追加公募を行います。あわせて、「基本計画」等を参照してください。

実施にあたっては、経済産業省を中心にデジタル庁をはじめとした各府省庁との連携に加え、アーキテクチャの知見・設計ノウハウを有する独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）と密に連携して実施することとなります。なお、本事業の成果を高めるため、本事業の位置付け、事業の意義・目的等を初期の段階から国内外に積極的に発信し、事業実施段階において得られた成果も含め、関係者への浸透を図り、将来の利用者を巻き込んでいくことが重要であり、事業の実施にあたって研究開発と平行して情報発信を戦略的に推進いただきます。

また、本事業においては、NEDO、DADC及び経済産業省と本事業の採択事業者の間あるいは複数の採択事業者間での緊密な連携、円滑な協議プロセスの実現、シナジー効果創出、さらには関連する事業との連携実現のため、NEDOより本事業全般に係るPMO（Project Management Office）機能を特定の事業者へ委託して実施しています。本事業の研究開発等実施者においては、PMOからの連携・協議等のためのスケジュール管理、必要な情報共有の要請に従い、対応頂けますようお願いいたします。

提案書作成に当たっては、本公募要領を満たすとともに、これら文書の事業内容を確実に遂行し、以下に記載のアウトプット目標について「1. (2) 公募対象」に記載の事業期間末までに達成頂くことを前提に提案書を作成し、ご提出ください。

研究開発項目② 分野別システムの開発、評価・検証：

C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業

C-4 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの普及促進に係る調査

【アウトプット目標】化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの実環境下での運用に必要となる業務要件の整備を完了し、アプリケーション認定の制度、評価基準等を体系化して確立する。

C-5 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの国外情報基盤との接続等に向けた調査・研究開発

【アウトプット目標】2026年度は、2027年度の補助開発フェーズに向けて、必要な調査、データ連携手法検討、自立的なビジネスモデル仮説の検討等を完了し、次フェーズ（TRL6以上、1件以上）への移行の見通しを付ける。  
また2027年度は、本事業の基本計画1.（2）①に記載のとおり、データ連携システムや機能の開発を行い、想定使用環境で実運用可能な技術として確立する（TRL6以上、1件以上）。

C-6 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの外部システム等との接続に向けた調査・研究開発

【アウトプット目標】2026年度は、2027年度の補助開発フェーズに向けて、必要な調査、システムアーキテクチャ検討、継続的な運営を可能とする方策の検討等を完了し、次フェーズ（TRL6以上、1件以上）への移行の見通しを付ける。  
また2027年度は、本事業の基本計画1.（2）①に記載のとおり、データ連携システムや機能の開発を行い、想定使用環境で実運用可能な技術として確立する（TRL6以上、1件以上）。

C-7 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムのアプリケーション利用技術者養成に係る特別講座

【アウトプット目標】人材育成講座（講座参加社数 500社以上）の開催と企業間の人材交流機会の創出を通じて、特に中小企業の参画を促進の上、技術人材の育成とネットワーク活性化を同時に実現することで、化学物質情報トレーサビリティ管理システムの導入および普及展開を加速する。

C-8 DPP 対応ならびに国内資源循環に資するプラットフォームの設計に向けた概念実証・研究開発

【アウトプット目標】2026年度は、2027年度の補助開発フェーズを開始できるよう、必要な調査と概念実証等を完了し、次フェーズの開発計画（TRL6以上、1件以上）を確立する。  
また2027年度は、本事業の基本計画1.（2）①に記載のとおり、データ連携システムや機能の開発を行い、想定使用環境で実運用可能な技術として確立する（TRL6以上、1件以上）。

## (2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

表：予算規模及び事業期間

対象	2026年度予算規模	事業期間
研究開発項目② 分野別システムの開発、評価・検証：		
C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（委託） （うち C-4）	2026年度（委託）：0.20 億円以下	2026年度
C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（委託および補助） （うち C-5）	2026年度（委託）：0.50 億円以下 2027年度（補助）：補助額 2.00 億円以下 （NEDO 負担率：大企業 1/2、中堅・中小・ベンチャー企業 2/3）	2026年度～2027年度
C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（委託および補助） （うち C-6）	2026年度（委託）：0.20 億円以下 2027年度（補助）：補助額 1.00 億円以下 （NEDO 負担率：大企業 1/2、中堅・中小・ベンチャー企業 2/3）	2026年度～2027年度
C 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（委託）（うち C-7）	2026年度（委託）：0.85 億円以下 2027年度（委託）：0.85 億円以下	2026年度～2027年度
C DPP 対応ならびに国内資源循環に資するプラットフォームの設計に向けた概念実証・研究開発 （委託および補助） （うち C-8）	2026年度（委託）：2.00 億円以下 2027年度（補助）：補助額 2.00 億円以下 （NEDO 負担率：大企業 1/2、中堅・中小・ベンチャー企業 2/3）	2026年度～2027年度

### 【留意事項】

- ・2026年度の事業の全体予算は3.75億円（予算規模は変動がありえる）であり、予算の範囲内で採択先を決定します。
- ・採択予定件数は各研究開発項目あたり原則1件です。
- ・予算案等の審議状況や政府方針変更等により、変動することがあります。また、当初の契約締結時点では2026年度の単年度契約とするが2027年度も継続して契約を行う場合や、さらに2027年度政府予算の確定後に政府方針や予算状況等に応じて増額・減額、実施形態（委託・補助等）が変更される場合があります。
- ・事業期間は上記表のとおりとし、事業期間に応じて、最長1年、または2年間の計画で作成してください。なお、C-5、C-6、C-8においては、2027年度（補助開発フェーズ）において想定される実施体制および予算を提案書内で必ず明示してください。提案書内の実施体制については、2026年度に加えて、2027年度のプラットフォーム開発を担う企業等（複数の候補提案可）を含めることを必須とし、2026年度末に行うステージゲート審査にて当該実施体制を含め精査します。やむを得ない事情かつNEDOが必要と認めた場合

を除き、2027年度の実施体制に事後的に新たな企業等を追加することは認めません。

- ・2026年度中（2027年1月頃）に実施するステージゲート審査にて、補助開発フェーズ候補として有望と認められた場合、2027年度より補助事業に移行します。この際、C-5及びC-6について、審査において既に実施中の補助事業（例：C-1）内容の変更により実施する方が効率的・効果的と判断された場合は、新規の交付決定によらず、計画変更承認申請を受けた承認通知等により追加部分の事業を実施する場合があります。
- ・一部の開発目標や内容のみに対する提案（部分提案）は認めません。

### (3) 事業内容

#### [共通的要求事項]

- ・事業者は、2025年度採択事業者含めて事業者間で密に連携を行い、事業全体として整合すべきことの調整を行うとともに、NEDO、DADC及び経済産業省と協議の上、ウラノス・エコシステムの取組の関連事業（NEDO、DADC及び経済産業省が別途指定する事業等）（以下「本事業及び関連する事業」という。）に係る事業者等とも適宜連携し調整を実施ください。
- ・社会実装を前提とした開発・参照実装を行うため、サービス開始に向けた事業責任者兼プロセスオーナーとしてビジネスアーキテクト（BA）及びシステムアーキテクト（SA）を配置しています。また、社会実装に向けたガイドラインやガイドブック各種ドキュメントの全体整合性をマネジメントするドキュメントアーキテクト（DoA）、ならびにデザインの整合性及び一貫性をマネジメントするデザイナーアーキテクト（DeA）を配置しています。現在アサインされているアーキテクトは「アーキテクト一覧」<sup>1</sup>をご参照ください。C事業に責任を持つBAは、DADCが実施しています。
- ・全事業実施者は、BA/SAを中心に事業的観点からの要求やDoA / DeAからの文書・デザインの観点からの要求、本事業に関連する取組とも整合するためのNEDO、DADC及び経済産業省からの要求をアジャイルに反映・議論できる事業推進体制を整備ください。
- ・各提案事業（C-4～C-8）単位での社会実装を見据えた上での開発計画全体の整合/調整やドキュメント及びデザイン面の統一感と一貫性の取れた管理、開発成果の統合が容易となるよう、代表企業等（1者）の研究開発統括責任者等がシステム開発や調査等の全体を取りまとめ、リーダーシップを取って事業を推進していただきます。これにより、全体アーキテクチャを最適化し、開発等の重複や手戻り、非効率等を排除することで、成果の最大化を実現してください。
- ・研究開発統括責任者等は、本事業及び関連する事業における他テーマの研究開発統括責任者やアーキテクトおよびPMO実施者と能動的にコミュニケーションを取り、相互の開発計画の整合性確保や緊密な連携、シナジー効果創出に向け、主導してください。
- ・本事業においては、ODS-RAM<sup>2</sup>及び関連文書（ODP、ODS-GB）等を原則として参照すること。補助事業においては、ギャップ分析の結果をもとに、それぞれのデータスペース特性及び成熟度に応じた機能を検討し、それぞれのプロトコルの実装可否について、NEDO、DADC及び経済産業省と協議の上決定すること。

<sup>1</sup> NEDO「ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業」 アーキテクト一覧 (<https://www.nedo.go.jp/content/800029569.pdf>)

<sup>2</sup> ODS-RAM Ver.1 (<https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/Individual-link/h5f8pg0000003h0k-att/ouranos-ecosystem-dataspaces-ram-white-paper.pdf>) 及びその最新版（2026年3～4月掲載予定）を参照ください。

・C4～C8 の事業内容詳細については下記のとおりです。

### **C. 化学物質情報の流通に係るシステム開発事業（委託・補助事業）**

近年、廃棄物問題や気候変動問題といった環境制約に加え、世界的な資源需要の増加や地政学リスクの高まりによる資源制約の観点から、資源の効率的・循環的な利用と付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が喫緊の課題となっています。こうした背景を踏まえ、経済産業省は 2023 年 3 月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、経済の自律化・強靱化および国際競争力の強化を通じた持続的かつ着実な成長につなげる総合的な政策パッケージを提示しました。循環経済を推進するためには、資源循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化が不可欠です。

資源循環に係るプラットフォームの取組として、製品含有化学物質のデータ流通が注目されています。製品含有化学物質に関わる法規制は、製品環境規制（EU ELV 指令、EU RoHS 指令等）に始まり、米国 TSCA や EU REACH 規制など化学物質のライフサイクル全体を管理する規制へと拡大し、近年では資源循環の実現を目的とした規制へと範囲が広がっています。規制対象となる化学物質の範囲拡大や閾値の詳細化が進むなか、これらへの対応は事業者にとって大きな負担となっています。自動車や電機・電子機器などの組立製品は長く複雑なサプライチェーンにおける高度な分業によって製造されており、例えば電機電子製品では最終製品が約 1 万点の部品で構成されると言われています。サプライチェーンは 10 層にも及ぶことがあり、川上・川中・川下に至るまで膨大な事業者が自社製品の含有化学物質を管理し、その情報を作成・伝達する必要があります。

こうした要請に対応するため、本事業では Chemical and Circular Management Platform（以下「CMP」という。）の開発を進めています。CMP は、年々厳格化する REACH 規制などへの迅速な対応により再調査の効率化や精度向上、業務効率化を図るとともに、化学物質情報の伝達のみならず、欧州エコデザイン規制対応のためのデジタルプロダクトパスポート（DPP）で必要となる部品リユース情報やリサイクル材情報（含有率、純度、ソース等）までをカバー可能な情報伝達基盤の構築を目指しています。

本事業では、データ連携システムのユースケースのさらなる具体化・発展のため、C-4～C-8 を実施します。

#### **C-4. 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの普及促進に係る調査（調査委託事業）**

化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの普及促進に向けて、NEDO、DADC、経済産業省との協議の上、以下を実施する。

- ・運営側アプリケーションについて、実環境下で運用できるよう業務要件（運用フローやルール、システム運用方法、他）を整理し、2026 年度末までに公表すること。
- ・システム運営に必要な化学物質規制に係る情報等を効率的に収集・参照する手法を検討し、必要に応じ、ツール制作等を行う。
- ・システムと接続するアプリケーションの品質確保と今後の拡大に向け、品質評価基準や評価方法、認証のプロセス・体制等について調査検討を実施し、報告書に取りまとめる。

#### **C-5. 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの国外情報基盤との接続等に向けた調査・研究開発（調査委託事業および補助事業）**

- ・欧米・アジア各国の化学物質情報管理基盤の仕様・ガイドライン等を整理し、相互接続性

の要件を調査すること。

- ・日本側 CMP 既存基盤とアジア各国（タイ、インドネシア、他）の化学物質情報管理基盤との相互接続・運用のため、調整方針を提示すること。さらに相互接続に必要となる API 仕様、データ交換プロトコル、セキュリティ要件等のデータ連携手法の検討および小規模な概念検証を実施し、当該手法の妥当性を示すこと。
- ・国外情報基盤と接続した CMP 基盤の継続的な事業運営を可能とする、自立的なビジネスモデル仮説について関係ステークホルダーと協議、検討の上、取りまとめること。

#### **C-6. 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムの外部システム等との接続に向けた調査・研究開発（調査委託事業および補助事業）**

- ・国内で利用される化学物質情報管理ツール（N I T E - C H R I P、他）との接続要件を収集・分析し、開発方針を立案すること。
- ・企業内システムとのデータ連携（API、バッチ連携等）の方式と必要インターフェース仕様を整理し、システムアーキテクチャ案を提示すること。
- ・接続に伴う情報精度確保、機密性・トレーサビリティ保持、法規制変更対応などの運用課題を分析し、解決策を反映すること。
- ・実装可能性を検証するためのプロトタイプ仕様案や技術評価項目を作成し、外部システム連携の要件定義書として取りまとめること。
- ・CMP 基盤と上記で検討した化学物質情報管理ツールや企業内システムとの接続機能の継続的な運営を可能とする方策について関係ステークホルダーと協議、検討の上、取りまとめること。

#### **C-7. 化学物質情報のトレーサビリティ管理システムのアプリケーション利用技術者養成に係る特別講座（委託事業）**

- ・化学物質情報管理、法規制（REACH・CLP・国内化審法等）などの最新動向をふくめ、CMP について体系的に学習できる講座カリキュラムを構築の上、人材育成講座を開催すること。なお、本講座参加費は無償とする。このため、講座期間中について、各アプリベンダーのシステム運用費用を必要に応じ負担すること。
- ・アプリベンダーや BA と連携し、実用的なケーススタディ・演習教材を作成し、継続的に利用可能な教育コンテンツとして整備すること。
- ・実務者（化学品メーカー、部材メーカー、完成品メーカー等）が導入・運用できるよう、操作方法、運用設計、データ品質管理等を実習形式で教授すること。
- ・受講者間や受講者とシステム・アプリの開発/運営者間などの横連携、シナジー効果創出のため、人材交流の場を設けること。
- ・受講者の成果測定（理解度、実務適用力）を行い、人材育成効果を可視化すること。
- ・上記、人材育成・人的交流に係る取り組みの効果的・効率的実施を目的として、必要な際は、周辺研究の実施を行うことも可能とする。
- ・講座の実施に先立ち、本講座について広く国内関係企業等に周知（年 1 回以上）するとともに、特に中小企業の参画を得られるよう周知すること。また、普及活動（説明会、セミナー等講演、展示会、教材公開等）のための体制を構築の上、各種アウトリーチ活動を実施すること。
- ・本事業終了後の継続的な運用方法や体制について検討を行うこと。

## C-8. DPP 対応ならびに国内資源循環に資するプラットフォームの設計に向けた概念実証・研究開発（調査委託事業および補助事業）

- ・テキスタイル分野、建設分野を対象に、EU DPP 要求事項（素材情報、CO<sub>2</sub>排出量、リサイクル材含有率等）の国内適用、各種国内外の規制・認証対応に向け、必要情報項目・管理フロー・プラットフォーム活用による各ステークホルダーのビジネスメリットを整理の上、事業面からの PoC（概念実証）を実施すること。
- ・上記 PoC の内容を踏まえ、国内資源循環に資することを念頭に拡張性を持たせた形でデータ循環モデルを検証し、初期的なシステムの基本設計を実施すること。
- ・産業界の複数企業の参画を得た概念実証を通じ、実運用時の課題（データ不整合、開示範囲、権限制御等）を評価し、社会実装を見据えた開発指針を作成すること。
- ・サーキュラーパートナーズの CE 情報流通プラットフォーム構築 WG における、テキスタイル分野、建設分野の検討結果である要件定義書を活用し、システム開発及び実証案を提示すること。

【参考】CE 情報流通プラットフォーム構築 WG におけるテキスタイル分野、建設分野の要件定義書<sup>3</sup>

### 2. 応募要件・実施要件

実施形態毎の応募や実施にあたっての要件は、下記のとおりです。

なお、本事業はシステム等の要件定義、設計、複数回に分かれた開発、実証、調査をアジャイル型で実施するプロジェクトであることから、全体計画の調和や当初計画どおりの開発・調査・成果統合が容易となるよう、代表企業等（1 者）がシステム開発や調査等全体を取りまとめて提案することを原則とします。そのため、システムを構成する一部の開発や調査等を担当する企業・機関等は再委託先等として位置付ける等、必要な実施体制を構築した上でご提案ください。また、NEDO や PMO から再委託先等への直接の進捗や成果説明の依頼、打ち合わせの実施等をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

さらに、外注比率が過度に大きくなることの無いよう、委託項目の本質的な部分や研究開発要素/調査研究要素のある部分は必ず委託先、委託先の再委託先、補助先や補助先の委託先が実施する開発計画としてください。委託先あるいは補助先等が最上流の外注仕様書作成のみを実施し、事業全体あるいは事業の根幹に係る仕様検討、設計、開発、実証の大部分を外注先が実施することを前提とした提案は当該内容の実態も踏まえ、適切でないと判断される可能性があります。このため、外注費比率について、5 割程度未満を目安としてご提案ください。過度に大きな外注比率かつ研究開発要素有無に疑義が残った場合、その理由がやむを得ないものか/妥当なものかを確認の上、やむを得ないもの/妥当なものとして判断されなかった場合には外注先を委託先や再委託先等に変更することを条件として採択する場合があります。

なお、実施者からの研究開発及び調査業務の成果や今後の開発計画等の NEDO へ

<sup>3</sup> サーキュラーパートナーズ領域別 WG(情報流通)

[https://www.cps.go.jp/wglist?c\\_subValue=%E9%A0%98%E5%9F%9F%E5%88%A5WG\(%E6%83%85%E5%A0%B1%E6%B5%81%E9%80%9A\)](https://www.cps.go.jp/wglist?c_subValue=%E9%A0%98%E5%9F%9F%E5%88%A5WG(%E6%83%85%E5%A0%B1%E6%B5%81%E9%80%9A))

の定期的な説明において、主として説明を行う者は委託先・補助先・再委託先等とし、外注先は委託先・補助先等の指示に基づき、必要に応じて外注業務成果部分に係る補助的な説明をしてもらう役割を果たす者とします。

#### 【委託事業の応募要件：C-7 が該当】

応募資格のある法人は、次の（１）～（７）までの条件、「基本計画」等に示された条件を満たす、企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （１）当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （２）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （３）NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- （４）企業等が事業に応募する場合は、当該事業の成果の社会実装と継続的な講座実施について十分な能力を有していること。
- （５）研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の成果の社会実装と継続的な講座実施について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- （６）複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、成果の社会実装と継続的な講座実施に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- （７）本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

#### 【補助事業の応募要件：C-5、C-6、C-8 の 2027 年度事業が該当】

補助事業者は、次の要件を満たす企業・大学等であることが必要です。ただし、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への委託又は共同研究（委託先又は共同研究先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （１）補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- （２）補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- （３）補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- （４）当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- （５）当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- （６）本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得

得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

#### 【調査事業枠の応募要件：C-4、及びC-5、C-6、C-8の2026年度事業が該当】

次の a.から c.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置及び本公募要領（別紙含む）の事業内容や要求事項等について、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

#### 【委託事業の実施要件：C-4、C-7、及びC-5、C-6、C-8の2026年度事業が該当】

本事業は、採択後、業務委託契約あるいは調査委託契約を締結します。委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」あるいは「調査委託契約約款」（研究開発を実施せず、調査等のみを行う提案企業は選択可）を適用します。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。なお、これ以降の記載は主に業務委託契約を対象に記載しておりますので、調査委託契約の締結となる場合、個別に異なる対応（知財、資産、その他）が必要になりますので、予めご了承ください。

事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。また、「1.（1）事業内容」に記載の通り、NEDO、DADC、経済産業省との緊密な連携、戦略的な情報発信の実施、PMO（合同会社 デロイト トーマツ）からの要請等を受けた各種対応を頂くことが要件となります。なお、この際、実施者がPMOとの情報共有にあたりNDA（守秘義務契約）等を希望する場合は、個別に交渉・調整頂くことは問題ありませんが、NDA等の締結日によらず、採択決定通知日から遡及してNDAなどを有効化する等、PMO業務の開始や本事業の実施全般に支障をきたすことの無いように対応ください。

【参考】委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

#### 【補助事業の実施要件：C-5、C-6、C-8の2027年度事業が該当】

本事業は、採択後、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き：交付規程・様式

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

補助事業の手続き：マニュアル

補助の対象となる費用は、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」第6条に示すとおりです。概略を以下の表に示します。詳細は、交付規程最終ページ別記の表をご確認ください。原則、助成金交付申請額は、消費税等を除外した額となります（免税事業者等を除く）。

費目	細目
I. 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費
II. 労務費	1. 研究員費 2. 補助員費
III. その他経費	1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費	1. 委託先・共同研究先費 2. 学術機関等に対する共同研究費

- ① 消費税は補助対象外です。
- ② 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- ③ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を補助事業者毎の年間技術開発費（補助対象費用）の50%未満とすることが必要です。
- ④ 補助事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、ならびに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関）等と共同研究を実施する場合には、同 交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額補助します。
- ⑤ 補助事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を補助事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

### 3. 応募方法

#### (1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】** 2026年4月13日（月）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

**【提出先】** J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXFZMA5?wfid=a0XJ2000006ew3LMAQ>

## 【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

## 【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

## ■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案研究開発項目
- ②提案予算額
- ②提案の概要（300文字以内）
- ④利害関係者（※）

### （※）利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDOから申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

## (2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は添付資料をご参照ください。

提出書類
提案書（別添1、別添2-1、[該当する場合 別添2-2]） ※C-5、C-6、C-8は別添2-2についても提出をすること。
別添3：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40歳以下）数
別添4：提案者情報
別添5：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
別添6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 7：出向者派遣の意向（任意）
別添 8：提案概要説明資料
別添 9：提出書類チェックリスト
直近の事業報告書 直近 3 年分の単体／連結財務諸表（原則、円単位） <sup>(※)</sup>

#### 【留意事項】

- (※) 財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出してください。
- (※) 直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 4：提案者情報」中に明記する形でも可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※) 再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※) なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※) 法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

## 4. 採択先の選定

### (1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準（委託事業-NEDO 特別講座枠（C-7 が対象））

##### i. 事業の適合性

（本事業の目的・目標に適合しているか 等）

##### ii. 講座の有効性

（講座内容は人材育成に資するものになっているか 等）

##### iii. 計画の妥当性

（達成目標が明確で、スケジュールが効率的・効果的か 等）

##### iv. 産業界への波及効果

（応募者が当該講座を実施することにより、関連する利用人材が育成され、拠点の有

する技術の普及や新たな市場の創出や拡大に繋がることが期待されるか 等)

v. 実施体制・能力

(過去3年間の経営状態は良好であるか、役割分担が明確で効率的な体制か、必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか 等)

vi. 提案の経済性

(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか、他事業との重複なく妥当な予算規模か 等)

vii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。
- ・中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や本事業終了後の継続的な講座実施にあたって重要な役割を担っている場合に加点します。
- ・若手研究者(40歳以下)が研究開発責任者候補もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

b. 採択審査の基準(委託事業-調査事業枠(C-4, 5, 6, 8が対象))

i. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること。

(本事業の目的・目標に適合しているか 等)

ii. 調査の内容、方法等が優れていること。

(調査の内容・方法が、目標を達成する上で適切か 等)

iii. 調査の経済性が優れていること。

(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか 等)

iv. 関連分野の調査等に関する実績を有すること

v. 本事業を行う体制が整っていること。

(的確な調査を行うことが出来る力量を備えた人員を備えているなど、当該調査に必要な知見を有する研究員等を配置しているか 等)

vi. 経営基盤が確立していること。

vii. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

viii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

C-5、C-6、C-8については、1.(1)の各実施項目のアウトプット目標に記載の内容も踏まえ、次フェーズへの移行の見通し確保や開発計画の確立に資する目標、内容、計画等であるかの観点も加味して審査します。

### (3) 採択先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（委託事業の場合の再委託先・共同実施先含む）、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法等）を付す場合があります。また、経費の支払について、実績額（経費発生調書や月別項目別明細表、関連する証憑類等により確認済みの額）を上限に概算払を行うことを指定する場合があります。

### (4) 選定スケジュール

2026年4月13日：公募締切

2026年4月下旬～5月下旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）、代表者面談（※）

2026年6月上旬（予定）：契約・交付審査委員会

2026年6月中旬（予定）：採択先決定

2026年6月下旬（予定）：ウェブサイトに公表

2026年8月上旬（予定）：契約締結

（※）提案者が企業（主に中小企業）の場合、提案企業の代表者の方との面談の場を持たせて頂く場合がございますので予めご承知置き願います。

## 5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時：2026年3月12日（木）11時00分～12時00分

開催形式：オンライン開催

申込方法：出席を希望する事業者は、以下登録フォームから2026年3月11日（水）17時までに申し込みください。会議URLは、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://events.teams.microsoft.com/event/515ae502-d311-46f6-8a0e-68f1695af827@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

## 6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

## 7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2026年3月27日（金）までに限り、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

半導体・情報インフラ部 小澤、加藤、野口

E-mail : ouranosecosystem # ml.nedo.go.jp (#を@に変えてください)

## 8. その他

### 【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

## 9. 掲載資料

基本計画

公募要領

別添 1：提案書様式

別添 2-1：項目別明細表（委託用様式）

別添 2-2：項目別明細表（補助用様式 ※記載対象：C-5, C-6, C-8）

別添 3：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書、並びに若手研究者（40歳以下）数

別添 4：提案者情報

別添 5：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別添 6：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 7：出向者派遣の意向（任意）

別添 8：提案概要説明資料

別添 9：提出書類チェックリスト

## 【別紙】 その他重要事項・留意事項

### ◆応募にあたっての留意事項

#### (1) 提出書類の留意事項

##### ①研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

##### ②出向者派遣の意向

NEDO への出向者派遣について協力を要請することがあります。詳細は別添資料を参照の上、出向者派遣の意向の有無について、提出をお願いします。

#### (2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】 契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

[https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku\\_top.html](https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html)

#### (3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わ

ないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。ま

た、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

- ⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

#### (4) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (5) EBPMに関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含まれます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のEBPMに関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨

太の方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

## (6) 提出書類の情報の取り扱い

NEDOは、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。また、同書類はウラノス・エコシステム関連政策やサーキュラーエコノミー関連政策との合致性確認等のため、経済産業省の商務情報政策局及びイノベーション・環境局、DADCに共有させて頂く予定ですので、予めご了承ください。ただし、「別添7：出向者派遣の意向」については継続的に情報を利用することがあります。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書(CV)については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## ◆事業運営及び実施に係る各種手続き

### (1) 事業運営

#### ①全体の運営方針

NEDOは、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDOが提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化(内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等)などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

#### ②知財・データマネジメント

##### 【委託事業(業務委託契約約款利用)の場合】

本事業は、以下に掲載する公募時期に対応した最新の「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」を適用するとともに、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)にご協力をいただく場合があります。

また本事業は、以下に掲載する最新の「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」を適用します。

【参考】NEDOプロジェクトにおける知財マネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00002.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html)

NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

#### ④経済産業省および DADC との緊密な連携、戦略的な情報発信に係る対応業務

本事業は、経済産業省のウラノス・エコシステム関連政策および DADC のアーキテクチャと深く関係する事業であることから、関連政策やアーキテクチャの推進・発展に向けて、事業実施段階において NEDO 向けの対応に加えて、経済産業省及び DADC 向けにも以下を実施頂くこととなりますので、予めご了承ください。これら対応のために必要な費用は提案時に計上ください。

- ・経済産業省及び DADC への定期的な計画及び進捗状況の報告（週～月次目途）、アジャイル開発における中間成果物（MVP1（Minimum Viable Product1）、MVP2、）や最終成果物について、成果物の操作性、UI（User Interface）、ユースケース検証のデモ等の実施とフィードバックコメントを踏まえた改善
- ・経済産業省あるいは DADC が発出するアーキテクチャ関連文書との合致性確認を踏まえた研究開発計画の軌道修正
- ・経済産業省、DADC への事業実施の途中段階における進捗報告資料について、経済産業省や DADC が実施する委員会、WG、外部発信資料（Open/半 Closed 両方）等での利用。（但し、これら利用時は個別に確認を取らせて頂きますので予めご承知おきください。）
- ・政策的趣旨や事業全体の目標達成、成果最大化の観点から相互に連携が求められる場合やシナジー効果の創出が見込まれる場合のプロジェクト間連携、テーマ間連携の要請への対応
- ・NEDO、経済産業省あるいは DADC からの出展、進捗・成果発表の要請への対応（例：CEATEC 及び海外展示会（ハノーバーメッセ、CES 等）、他）
- ・事業内容（意義、研究開発内容、成果等）の国内外への情報発信（プレスリリース・記者説明会、ワークショップ、セミナー発表、展示会出展等）の実施。研究開発項目①-A における国内外アウトリーチ活動、国際イベントでの広報・情報発信対応。
- ・経済産業省あるいは DADC からのヒアリング対応（例：セキュリティ面の対応、他）
- ・経済産業省への外注先（再外注先、再々外注先、さらにその先を含む）情報の提供
- ・本事業成果の確実な社会実装や実用化・事業化に向け、知財・標準化等のオープン・クローズ戦略や知財の権利化計画（他社知財の侵害有無確認や回避等の対処方法検討含む）、既存技術又は競合技術に対して優位性確認、その他実用化・事業化のために必要な技術開発内容や製品設計内容等の検討を、研究開発と並行して実施。
- ・その他

## (2) 採択後の各種事務手続き

### ①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### ②府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

[https://www.nedo.go.jp/koubo/201121\\_1\\_201121\\_1.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html)

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

### ③資産の取り扱い

#### 【委託事業（業務委託契約約款利用）の場合】

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が 50 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、NEDO に所有権が帰属します。なお委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。また委託先は、事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産を NEDO から譲り受けることとなっています。

#### 【補助事業の場合】

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

#### ④企業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。企業化状況報告書の提出は交付にあつての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

#### (3) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

#### (4) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においてもRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

#### (5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

## ◆法令遵守、研究不正への対応

### (1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時まで、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

・安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

## (2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

### a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和6年5月1日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第74条及び第75条）。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（PCT出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第78条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

### b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

### (3) 研究不正への対応

#### ① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

#### a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

#### b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直

ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

## ②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

（※1）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じま

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

### a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

### b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不

正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

**【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】**

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)